別　紙

●医療費の一部負担金の徴収猶予及び減免

災害などの理由で生活が一時的に苦しくなり、医療機関等への支払いが困難なとき、申請により、医療費の窓口負担（一部負担金）の支払いが、徴収猶予・減免される制度があります。

1. 手続きに必要なもの

・世帯主の保険証、本人確認書類、印鑑及びマイナンバー確認書類。

・世帯収入及び預貯金のわかるもの。

・（申請理由が失業の場合）雇用保険受給者証、離職証明書など。

・（申請理由が災害の場合）り災証明書など。

1. 徴収猶予対象となる世帯の期間及び条件

・期　間：６か月以内

・条　件：世帯主が次のいずれかに該当したことにより、生活が困難となった世帯。

1. 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により死亡し、障がい者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。
2. 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が減少したとき。
3. 事業又は事務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
4. 上記①～③に類する事由があったとき。
5. 減免対象となる世帯の期間及び条件

・期　間：１ケ月単位の更新制で原則３ケ月以内

・条　件：世帯主が徴収猶予条件①～④のいずれかに該当したことにより、生活が著しく困難となった世帯。なお、生活が著しく困難となった世帯とは、次のいずれにも該当する世帯とする。

1. 入院療養を受ける被保険者の属する世帯。
2. 世帯の収入の合計額が、生活保護の適用があったとして測定した該当世帯の需要の額に１０分の１１を乗じて得た額（基準額）以下であり、かつ、世帯の預貯金の合計額が基準額の３ケ月分に相当する額以下である世帯。

※基準額＝（生活扶助＋教育扶助＋住宅扶助）×１．１